

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査（定期監査）を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和3年7月6日

茅ヶ崎市監査委員	森 誠一
同	池田 雄二郎
同	伊藤 素明

茅ヶ崎市監査委員監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施しました。

1 監査等の種類

財務監査（定期監査）

2 監査等の対象

企画部

3 監査等の着眼点

本監査は、別に定める「財務監査の着眼点」により実施しました。

4 監査等の実施内容（監査の対象項目）

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金、負担金及び交付金に関する事務
- (6) 工事に関する事務
- (7) 財産の管理に関する事務

5 監査等の日程

令和３年７月２日（金）

6 監査等の結果

予算の執行及び所管業務等財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。各部課かいの監査結果は次のとおりです。

秘書広報課

〈広報ちがさき及びちがさき市議会だより運送業務〉

茅ヶ崎市契約規則第２４条第１項（契約の手続）では、「落札者は、落札決定の日から７日以内に契約保証金を納付するとともに、市長が別に定める契約書に記名押印し、市長が指定する書類を添えて市長に提出しなければならない。」と規定していますが、広報ちがさき及びちがさき市議会だより運送業務は、落札決定の日から７日以内に契約を締結していませんでした。

〈広報ちがさき及びちがさき市議会だより仕分け業務〉

広報ちがさき及びちがさき市議会だより仕分け業務は、変更契約の手続に不備がありました。

〈茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載契約〉

茅ヶ崎市広報ちがさき広告掲載契約について、契約書の決裁手続き中に納入通知書を発行していたものが2件ありました。

この事項については、適切な措置を講じてください。